

財産形成期日指定定期預金

令和元年5月1日現在

1. 商品名 (愛称)	● 財産形成期日指定定期預金
2. 商品概要	● 使用目的を定めない、主に給与天引きにより貯蓄される財形預金商品です。 ● 課税扱いとなりますが、一部払出ができるなどの利便性があります。
3. 販売対象	● 当行と財形貯蓄契約を締結しているお取引先企業の従業員の方
4. 預入商品	● 期日指定定期預金 (最長預入期間3年・据置期間1年・1年複利) ※ 本商品は、1回の預入毎に期日指定定期預金として受入します。以後に記載する「満期日」は、それぞれの期日指定定期預金の満期日を指します。 ※ 詳しくは、期日指定定期預金の商品概要説明書をご確認ください。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入最低金額 (3) 預入単位 (4) 預入期間	● 給与・賞与からの天引き預入 ● 1,000円 ● 1円単位 ● 3年以上の期間にわたって、毎年1回以上定期的に預入いただきます。
6. 払戻方法	● 満期日以後に払い戻します。 ● 定期預金明細1口ごとの払い出しが可能です。※ ● 定期預金明細1口についての一部支払が可能です。※ ※ 詳しくは、期日指定定期預金の商品概要説明書をご確認ください。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	● 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用し、満期日時点の新しい利率で自動継続されます。 ● 払い出しの際に元金とともにお支払い致します。 ● 個々の定期預金の満期日における自動継続時に元金に組入れます。 ● 付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算とします。 ● 20.315%の源泉分離課税が適用されます。 ※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は20.315% (所得税15.315%、住民税5%) の税率となります。 ● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
8. 手数料	———
9. 付加できる 特約事項	———
10. 中途解約時の 取扱い	● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満…………… 解約日の普通預金利率 ② 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率 ×40% ③ 1年以上1年6か月未満…… 2年以上利率 ×50%

	<p>④ 1年6か月以上2年未満…… 2年以上利率 ×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満…… 2年以上利率 ×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満…… 2年以上利率 ×90%</p>
11. その他 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ● お取引の際、「契約の証」を発行いたします。(お通帳は発行いたしません) ● お預け入れ残高を年1回以上書面により通知いたします。 ● 雇用・能力開発機構等による財形融資制度をご利用になれます。(別途、審査がございます)
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人全国銀行協会 <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
13. 預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。